

控除対象外国法人税額に関する明細書

事業年度	..	法人名	
------	----	-----	--

別表六四 令七・四・一以後終了事業年度分

国名	1					
所得の種類	2					
税種目	3					
納付確定日(納付すべき日) 又は納付日	4
源泉・申告・賦課の区分	5	源・申・賦	源・申・賦	源・申・賦	源・申・賦	源・申・賦
事業年度又は計算期間	6
納付外國法人税額	課税標準	7				
	税率(%)	8				
	税額(7) × (8)	9				
	税額控除額	10				
	納付すべき税額(9) - (10)	11				
みなし納付外國法人税額	みなし納付の基礎となる条約及び相手国の法令の根拠規定	12				
(12)と のし 規た 定場 合の 適の 用外 が國 が國 な法 い人 も税 の額	課税標準	13				
	税率(%)	14				
	税額(13) × (14)	15				
	税額控除額	16				
	納付すべき税額(15) - (16)	17				
	納付したとみなされる外國法人税額(17) - (11)	18				
控除対象外國法人税額	外國法人税額の合計(11) + (18)	19				
(11)と(18)のうち少ない金額	控除対象外國法人税額(((7)又は(13) × 35%)と(19)のうち少ない金額)	20				
納付分	(11)と(20)のうち少ない金額	21	(円)	(円)	(円)	(円)
み納付し分	(20) - (21)	22	(円)	(円)	(円)	(円)
外國法人税額が異動した場合	納付分増額又は減額前の事業年度の(21)の金額	23				
	(21) > (23)の場合 (21) - (23)	24	(円)	(円)	(円)	(円)
	(21) < (23)の場合 (23) - (21)	25	(円)	(円)	(円)	(円)
	み納付し分増額又は減額前の事業年度の(22)の金額	26				
	(22) > (26)の場合 (22) - (26)	27	(円)	(円)	(円)	(円)
	(22) < (26)の場合 (26) - (22)	28	(円)	(円)	(円)	(円)
納付した控除対象外國法人税額((21)欄又は(24)欄の合計)	29	円	減額された納付控除対象外國法人税額((25)欄の合計)	31	円	
納付したとみなされる控除対象外國法人税額((22)欄又は(27)欄の合計)	30	円	減額されたみなし納付控除対象外國法人税額((28)欄の合計)	32	円	